

第九管区海上保安本部公示第64号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年10月15日

第九管区海上保安本部長

古川 大輔 （公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 石川県広域活動組織
住 所 石川県金沢市無量寺町ヲ51 番地
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 珠洲市沖（下図に示すとおり）
期 間 令和7年10月17日から令和7年11月2日まで
- 3 水路測量の実施方法
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置
作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

